

オリエンタル白石
支店 安全・環境協議会
規 則

制定実施：平成19年10月 1日

オリエンタル白石株式会社
支店安全・環境協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、オリエンタル白石 支店安全・環境協議会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、オリエンタル白石株式会社（以下「会社」という）の経営理念、安全衛生管理方針、品質・環境方針並びにオリエンタル白石全国 安全・環境協議会(以下「全国協議会」という)の事業計画に基づき、支店における労働災害の撲滅および環境との共生を目的とし、支店と協力会社が一体となって事業を行うための組織とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会社、全国協議会の安全および環境に関する方針や具体的な計画の周知徹底と推進活動
- 2) 支店の安全パトロール等の災害防止対策および環境共生対策に基づく活動の企画・実施
- 3) 会員より生産性向上の各種提案を集約し、共有するための活動の企画・実施
- 4) 会員の従業員向け安全教育の企画・実施
- 5) 労働災害発生時における相互協力・相互扶助の実施
- 6) 会員および会員従業員の安全、環境に関する表彰並びに全国協議会への表彰の推薦
- 7) 会員および会員従業員の安全・環境に関する資格取得並びに教育に関する費用補填
- 8) その他本会の目的達成に必要な事項

第3条 組織

(会員資格)

第4条 本会は、会社の指名した社員と請負契約に基づき本会会費を納入する施工協力会社を会員とする（材料納入のみの業者は除く）。

(組織)

第5条 本会は、全国協議会の方針、事業計画に基づき所定の役員を置き事業を行う。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、事業運営に当る。

- 1) 会 長 1名
 - 2) 副 会 長 若干名
 - 3) 幹 事 若干名
 - 4) 監 査 2名
2. 会長は、オリエンタル白石 支店安全衛生委員会委員長とし、他の役員は会長が委託する。
3. 支店に事務局を置き、安全担当部署が所掌する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は、会務を総括し本会を代表する。
 - 2) 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を行なうことができない場合にはこれを代行する。
 - 3) 幹事は、会長を補佐し、事業の運営に参画する。
 - 4) 監査は、本会の会計処理を監査する。
 - 5) 事務局は、本会の会計経理を所掌し、必要な帳簿・証憑を管理する。また、本会の事業に関する企画・立案を行い、会務の執行に当る。
2. 役員の仕事は、原則として年度当初の役員会の仕事終了時から2年間とし、役員の仕事は妨げない。

(役員の仕事)

第8条 協会の本会役員は会長が委託する。

第4条 会 議

(会議)

第9条 本会は次の会議を行う。

役員会

- ・役員会は会長が招集し、毎年2回開催する。
但し、必要がある時は臨時に開催することができる。
 - ・役員会の開催は文書会議に代替することができる。
 - ・役員会は、次の事項を審議決定し、支店会員に報告する。
- 1) 会社、全国協会の安全および環境に関する方針、計画並

- びに活動の周知徹底に関する事項
- 2) 年度の労働災害防止および環境との共生に関する事業報告並びに事業計画に関する事項
 - 3) 年度の会計収支および予算の承認
 - 4) 役員を選出に関する事項
 - 5) 会員および会員従業員の安全、環境についての表彰並びに全国協議会への推薦
 - 6) 会員および会員従業員の安全、環境に関する資格取得並びに教育に関する費用補填
 - 7) その他本会の目的達成に必要な事項

第4章 会 計

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

(経費)

第11条 本会の経費は、全国協議会より配布される配賦金をもって充てる。但し、本会の事業運営上必要な場合は、臨時会費を徴収することができる。

(会費)

第12条 会費は会員の毎月の出来高請求額の1,000分の1を充て、毎月の出来高金額支払の際に控除し、全国協議会に納入する。また、納入された会費は返還しない。但し、経済の変動や法定外補償保険の料率変更があった場合は全国協議会役員会の承認を経て変更することができる。

(会社負担金)

第13条 会社は、法定外補償保険額の1/2を会社負担として、全国協議会に納入する。

第5章 労働災害の防止

(安全対策)

第14条 会員は、会社の定める年度安全衛生管理計画その他の指導方針に基づき労働災害の防止に努める。

(安全活動)

第15条 会員は、会社の行う安全協議会および安全パトロール等に積極的に参加するほか自主的に安全衛生活動に努める。

(環境対策)

第16条 会員は会社の行う環境の保全対策および環境との共生活動に積極的に参加する。

第6章 付 則

(経過措置)

第17条 本会は、平成19年10月1日から発足し、従前のオリエンタル建設株式会社「オリ建生産安全協議会」および株式会社白石「労働災害防止連絡協議会」は発展的に解消し、その理念・活動を引き継いだ全国協力会の下で活動を継承する。

2. 従前のオリエンタル建設株式会社「オリ建生産安全協議会」および株式会社白石「労働災害防止連絡協議会」の会費並びに資産は自動的に全国協力会が引き継ぐものとする。

(細則の制定)

第18条 本会の事業運営において、事務取扱い上の細則を別途制定することができる。但し、細則を制定した場合はすみやかに全国協議会に報告を行う。

このオリエンタル白石 支店安全・環境協力会規則は平成19年10月1日から適用する。

平成20年5月20日 一部改定。